

○士幌町合併処理浄化槽設置事業助成金交付要綱

令和6年4月1日

訓令第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、士幌町環境基本計画に基づき農村地域のより良い衛生環境を保つため、浄化槽設置に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、し尿と併せて雑排水を処理するものをいう。

(2) 浄化槽設置届出等 浄化槽法第5条第1項に規定する届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する申請若しくは同法第18条第2項に規定する通知をいう。

(3) 町外事業者 士幌町内に事業所を置かない事業者をいう。

(助成の要件)

第3条 町は、自ら居住する住宅又は事業者が従業員の居住のため設置した社員住宅などに浄化槽を設置する場合で、浄化槽の設置完了後に浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検し、同法第10条に規定する保守点検及び清掃を行い、浄化槽の適正な機能維持を図ることを確約する場合にのみ助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

(1) 公共下水道及び農業集落排水処理区域内での浄化槽の設置

(2) 前条第1号の要件を満たさない浄化槽の設置

(3) 前条第2号の浄化槽設置届出等を行わない浄化槽の設置

(4) 住宅を使用貸借又は賃貸借を受けている者で、所有者の承諾が得られないとき。

(5) 店舗、事業所などの浄化槽の設置

(6) 浄化槽施工業者が町外事業者の場合

(7) 町税を滞納しているとき。

(8) 既設浄化槽が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過していない場合

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、浄化槽の設置に要する費用の範囲内とし、30万円を限度とする。

(助成の交付申請及び実績報告)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、様式第1号に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）浄化槽設置届出等の写し
 - （2）設置場所の見取り図
 - （3）工事施工見積書
 - （4）住宅を使用貸借又は賃貸借を受けている者は、所有者の承諾書
 - （5）完了検査写真
 - （6）その他町長が必要と認める書類
- （助成の交付決定）

第6条 町長は、前条の様式第1号を審査し、助成の可否を決定する。適当と認めたときは助成金の交付を決定し、様式第2号により通知し、不適当と認めたときは様式第3号により通知する。

2 町長は、前項の助成金の交付決定に条件を付することができる。

（報告等）

第7条 町長は、申請者に対して、必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

（助成金交付の取消し）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2）工事完了後における検査の結果、当該工事の内容が第5条の規定により提出した様式第1号の内容と著しく相違するとき。
- （3）その他町長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

浄化槽法抜粋

（設置後の水質検査）

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他のもので当該浄化槽の管理について権限を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条1項の規定により指定するもの（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

（定期検査）

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定められるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。